

第2章 関税法

関税法の目的及び内容

関税法は、関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るために必要な事項を定めたものである《関税法第1条》。

すなわち、関税法第1条(趣旨)は、関税法の立法内容を要約して掲げ、関税法が関税についての税法であると同時に、貨物の輸出入についての通関法としての性格を持つ法律であることを明らかにしたものである。

Check! 関税法の性格

関税法の規定を個々の条文についてみた場合、必ずしもすべての条文を税法としての規定と通関法としての規定に明確に区分することは困難である。

税法としての規定が通関法の規定の一環とされているほか、通関法としての規定が税法の一部としての役割を果たしているものも少なくない。

【 第1節 用語の定義等 】

関税法第2条(定義)は、関税法及びこれに基づく命令(政令＝関税法施行令、省令＝関税法施行規則)において使用されている用語(関税法等において、一般の用法とは異なった用い方をされている用語)のうち、基礎的な(重要な)ものの定義を明らかにし、関税法等の解釈、適用の適正を期することとしている。

1. 外国貨物

(1)外国貨物

「外国貨物」とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。)で輸入が許可される前のものをいう《関税法第2条第1項第3号》。

(2)公海で採捕された水産物

外国から本邦に到着した貨物に、「外国の船舶により公海で採捕された水産物」を含ませることとしているのは、輸入の持つ経済的な効果を考慮したものである。公海は厳密な意

味では外国には含まれないが、外国の船舶が公海で採捕した水産物を本邦に引き取るとは、経済的には、外国から到着した貨物を本邦に引き取ることと差異はないので、これも**輸入**の対象とされている。

なお、国連海洋法条約に基づいて、「公海」の一部に、**排他的経済水域**が設定されていることから、公海で採捕された水産物には、**本邦の排他的経済水域**の海域及び**外国の排他的経済水域**の海域において採捕された**水産物**を含む《関法第2条第2項》。

(**本邦の船舶**が、外国又は本邦の**排他的経済水域**の海域において採捕した**水産物**は、関税法上、**内国貨物**とされているが、**外国の船舶**が、外国又は本邦の**排他的経済水域**の海域において採捕した**水産物**は、本邦に到着したもののみが、**外国貨物**とされている。)

外国		本邦でも外国でもないところ			本邦	
領土	領海	外国の排他的経済水域の海域	公海	本邦の排他的経済水域の海域	領海	領土

(注1)領海

沿岸から12海里までの海域《領海及び接続水域に関する法律第1条》

(注2)排他的経済水域

沿岸から200海里までの海域(領海を除く。)。この海域においては、沿岸国は、生物・非生物の天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を有する《排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第1条、第3条》。

(3)輸出の許可を受けた貨物

「**輸出の許可を受けた貨物**」には、本邦で生産された貨物で輸出の許可を受けたもののほか、外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。)で、一旦輸入された後再び外国に向けて送り出すために輸出の許可を受けたものを含む。

「**輸出の許可を受けた貨物**」を**外国貨物**としているのは、このような貨物は輸出の許可が取り消され、又は輸入の許可がされない限り国内に引き取られてはならないので、関税法上、これを内国貨物と区別して関税法の規制の下に置く必要があるからである。

(4)輸出を許可された貨物(外国貨物)とみなすもの

関税法第76条第5項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定により**通知された郵便物**(輸出されるものに限る。)は、輸出の許可を受けたものではないが、所定の手続を経て適法に外国に向けて送り出されるものであるので、関税法の適用上、輸出を許可された貨物(外国貨物)とみなすこととされている《関法第73条の2》。

(注1)通知された郵便物

税関長は、輸出される郵便物中にある信書以外の物については、税関職員に必要な検査をさせるものとされており《関法第76条第1項ただし書》、検査が終了したとき又は検査の必要がないと認めるときは、日本郵便株式会社にその旨を通知しなければならないこととされている《関法第76条第5項》。

(注2)みなす

「**みなす**」とは、本来異なるものを、法令上、一定の法律関係につき同一のものとして、同一の法律効果を生じさせること。